

境界確定及び寄附による市道認定までの手順

- ① 道路用地所有者・相続人の所在調査、連絡先確保→寄附・抵当権抹消の承諾【地元】
- ② 隣接土地所有者の所在調査、連絡先確保→市道認定の承諾【地元】
- ③ 業者による測量、境界確定協議用図面作成【地元】
- ④ 境界確定申請書を市に提出【地元】
※通常、立会いまでは申請受付後1カ月程度かかります。
- ⑤ 隣接土地所有者と大津市との境界確認立会【地元・市】
※立会時点では道路用地は私有地ですが、所有権移転を前提に立会います。
- ⑥ 道路用地所有者からの寄附申出書^{*1}・登記原因証明情報兼登記承諾書^{*2}・印鑑登録証明書^{*3}の提出（印鑑証明書記載事項の住所が登記事項と異なる場合は住民票や戸籍の附票など、つながりの分かる書類が、相続が発生する場合は戸籍謄本などが必要）【地元】
※^{*1}と^{*2}は様式をお渡しします。^{*3}は大津市民に限り無料交付申請書をお渡しします。
- ⑦ 道路用地の所有権移転登記【市】
- ⑧ ⑥⑦と平行して、業者による境界確定協議書の作成、境界プレートの設置【地元】
- ⑨ 隣接土地所有者による境界確定協議書への記名・実印押印及び印鑑証明書の提出（印鑑証明書記載事項の住所が登記事項と異なる場合は住民票や戸籍の附票など、つながりの分かる書類が、相続が発生する場合は戸籍謄本などが必要）【地元】
- ⑩ 隣接土地所有者による市道認定申出書への記名・実印押印【地元】
※地元住民の主体的な要望による場合は無くてもよい。
- ⑪ 誓約書（越境工作物の撤去）への記名・実印押印（対象者のみ）【地元】
※⑩⑪はどの時期でも結構ですが、⑨と同時に集める方が一手間で済むと考えます。
- ⑫ 市道認定申出書、⑨⑩⑪の書類を市に提出【地元】
- ⑬ 境界確定協議書への市長印押印後、協議書を地元へ【市】
- ⑭ 6月議会または12月議会に向けての市道認定手続き【市】
※毎年度、条件が整った時期が4月中旬までなら6月議会へ、10月中旬までなら12月議会へ上程します。
- ⑮ 市道認定告示（議会閉会日の翌月の15日）【市】